

病院・施設等における不在者投票の注意事項

【請求書の作成について】

- 選挙人の依頼に基づき投票用紙の請求書を作成してください。
※ 依頼書は選挙人に記載してもらい、次回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されるまで大切に保管しておいてください（依頼書の区選挙管理委員会への提出は不要です）。
- 記載例をよくご確認の上、請求書を作成してください。
※ 請求書に記載漏れ、記載誤りがあった場合は補正が必要となり、投票用紙交付の遅れにつながりますのでご注意ください。
- 請求書は選挙人一人につき一枚作成してください。

【請求書の提出について】

- 請求書は、選挙人が登録されている選挙人名簿が属する区の選挙管理委員会に提出してください。
他の区に請求書を提出された場合は受付する事が出来ませんので、選挙人の住所を十分ご確認の上、各区の選挙管理委員会にご提出ください。

- 提出は各区選挙管理委員会への持参のほか、郵便等で行うことも可能です。
- 請求書の受付時間、受付期間は以下の通りです。

【受付時間】 午前8：30 ~ 午後8：00

- 平日の午後5時15分以降および閉庁日（土、日）は時間外入口等から入館して頂く場合があります。事前に各区選挙管理委員会にお問い合わせください。

【受付期間】 令和8年（2026年）2月7日（土）まで

- 請求書の提出後の投票用紙等の受領、施設内での投票および投票用紙の提出等の手続きに必要な日数を考慮し、できるだけ速やかにご請求いただきますようお願いいたします。

【投票用紙等の受領について】

- 投票用紙等は郵送又は区選挙管理委員会の窓口で交付します。
- 窓口で受領する場合は印鑑（認印で可。ただし朱肉を用いるものに限る。）をお持ちください。
また、不在者投票管理者（院長、施設長）以外の方が区選挙管理委員会の窓口で受領する場合は、併せて委任状をお持ちください。
- 窓口での投票用紙の交付期間は以下のとおりです。

小選挙区・比例代表 令和8年（2026年）1月28日（水）～2月7日（土）
国民審査 令和8年（2026年）2月1日（日）～2月7日（土）

【施設内での投票について】

- 不在者投票の管理に当たっては、自由・公正・平等を旨とし、投票の秘密保持を期すとともに、選挙人に威圧を加えることのないようにしてください。
- 不在者投票管理者、立会人、代理投票の補助者及びその他不在者投票事務に従事する人は、法規を遵守し、公正的確に事務を処理してください。
- 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることができませんので特に注意してください。
- 投票を記載する場所（室内）には、選挙運動用のポスター等の候補者の氏名等が記載された紙片等を掲示することはできません。
また、投票は選挙人本人の意志に基づき行うものですから、投票の際は選挙人以外の人（家族・付添い人等）が干渉しないよう十分に配慮してください。
- 不在者投票用外封筒には、投票管理者・投票立会人の署名が必要です。漏れなくご記入いただきますようお願いいたします。
- 不在者投票を行うことができる期間（時間）は以下のとおりです。
小選挙区・比例代表 令和8年（2026年）1月28日（水）～2月7日（土）
国民審査 令和8年（2026年）2月1日（日）～2月7日（土）
午前8：30～午後5：00まで
- その他、不在者投票事務の手続きについては、「不在者投票の手引き」（熊本県選挙管理委員会作成）をご参照いただき、手續の間違いがないよう十分にご注意ください。

【投票用紙等の提出について】

- 投票用紙は必ず不在者投票処理簿を添えて、**請求された区の選挙管理委員会**にご提出ください。
なお、提出にあたっては区選挙管理委員会の窓口への持参又は郵送で行ってください。
- 施設内での不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等は、速やかに区選挙管理委員会にご返却ください。
※ 投票用紙等が返却されない場合、選挙人が期日前投票および当日投票を行うことが出来ない等、選挙人の投票の妨げになる場合がありますのでご注意ください。
- 投票用紙の提出が遅れると投票が無効になるおそれがありますので、投票後はできるだけ速やかにご提出ください。

【外部立会人について】

- 平成25年5月の公職選挙法の改正により、指定病院等の不在者投票において、外部立会人を立ち会わせること等の努力義務が設けられました。
- 外部立会人制度をご希望される指定施設におかれましては、同封の「◆外部立会人の選任等の事務手続きについて」をご参照の上、施設の所在地の区の選挙管理委員会にお申し込み手続をしてください。
- ※ 現時点において本市では、外部立会人は市職員で対応することとしておりますので立会人の謝礼金の支払いは発生しません。
- ※ 外部立会人の選定には時間を要しますので日程に余裕をもった依頼をお願いします。

【不在者投票経費の請求について】

- ※ 今回の選挙の経費請求先は**熊本県選挙管理委員会**となっておりますので、下記をご参照の上、ご請求ください。
- 経費については投票者1人当たり1,236円（単価）です。
- 経費のご請求については、同封の請求書の様式（様式12、14）をご使用いただき、熊本県選挙管理委員会までご請求ください。
- なお、請求書の様式は、熊本県ホームページ「選挙管理委員会」の「申請様式」(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/50502.html>)にも掲載しています。

【請求及び問合せ先】

熊本県選挙管理委員会
〒862-8570（住所記載不要）
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2104 FAX 096-385-1170

区選挙管理委員会一覧

【中央区選挙管理委員会】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市中央区役所 1階（総務企画課内）
中央区選挙管理委員会 不在者投票所
TEL (096) 328-2610

【東区選挙管理委員会】

〒862-8555 熊本市東区東本町16番30号
熊本市東区役所 1階（103会議室）
東区選挙管理委員会 不在者投票所
TEL (096) 367-9170 （1月28日から2月7日まで）
(096) 367-9121

【西区選挙管理委員会】

〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号
熊本市西区役所 2階（総務企画課内）
西区選挙管理委員会 不在者投票所
TEL (096) 329-1142

【南区選挙管理委員会】

〒861-4189 熊本市南区富合町清藤405番地3
熊本市南区役所 2階（総務企画課内）
南区選挙管理委員会 不在者投票所
TEL (096) 357-4112

【北区選挙管理委員会】

〒861-0195 熊本市北区植木町岩野238番地1
熊本市北区役所 2階（総務企画課内）
北区選挙管理委員会 不在者投票所
TEL (096) 272-1110

送付先をご確認の上、各区選挙管理委員会に持参、または郵送してください。